

# 遮水シート融着機検定制度詳細

日本遮水工協会  
融着機検定分科会

## 1. 目的

この検定制度は日本遮水工協会が関与する遮水シート施工、工事で使用する融着機の機能が維持・管理されていることを証するために制定するものである。

## 2. 背景

遮水シートの性能は、材料、施工管理、施工技能が相まって発揮されるもので、これらについては材料、施工資格認定制度を定め高い評価を頂いているところである。

更に、遮水シート性能の信頼性を向上させるために溶着機の性能を明確にする必要がある判断に至る建設工事で用いられる機械については法により定期点検が定められているが、融着機の点検・検定の制度は制定されていない。

そこで、自主検査制度を導入し、遮水シートの性能向上に繋げていくものである。

## 3. 工程と概略

当検定は日本遮水工協会または日本遮水工協会の委託を受けた認定工場が行い、検定に合格した融着機には検定済証書(印)を発行いたします。

- ・平成28年5月23日より受け付け開始とする。
- ・検定の結果はおおむね2週間以内に依頼者に通知され、融着機も返却される。
- ・検定に合格の場合、融着機は規定の場所に検定済証印(封印付き)を貼付して返却する。  
検定済証書は合格の通知より1ヶ月以内に発送する。

1. 依頼者は事前に必要事項を記載した「**検定依頼書**」にて、事務局に検定を依頼し、同時に検定費用を支払う。  
※検定費用の支払いについては別紙案内参照。
2. 事務局は依頼を確認後、「**検定依頼済証**」を依頼者に送付する。  
※検定依頼済証(仮検定証)  
検定の混雑状況等によって申請から検定までに遅延が発生した際、正規の検定済証書(印)に代わって提示可能な仮の証書となる。
3. 認定工場が発行する「**受入日程等のご連絡**」に従い、融着機と「**検定依頼済証**」を送付する。  
※工場混雑等による滞留を避ける為の措置となる。
4. 協会の指示により認定工場は検査を実施し、その結果を日本遮水工協会に報告する。
5. 協会にて合否判定を行い、依頼者に合否を連絡する。

合格の場合：機材に「**検定済証印**」を貼り付けた上で返却する。  
「**検定済証書**」はおおむね一ヶ月以内に送付される。

不合格の場合：「**検定結果**」を送付し、機材を返却する。  
再検定を希望する場合、修理完了後に「**再検定依頼書**」を添えて工場に機材を送付することで、再度検定を受けることが可能。(再検定は1回目に限り無料)

## 4. 当検定制度の範囲

- ・依頼者は日遮協の会員および、会員より推薦を受けた所有社(者)とする。
- ・検定の対象となる融着機は、自走式融着機(熱風タイプ、熱板タイプ)とし、同時にデジタル表示付きの融着機とする。
- ・検定済証書(印)の有効期限は、検定試験の完了後2年間とする。

## 5. 検定項目

検定は下記の4項目に対して実施され、検定の時点で問題が無かった事を証明するものである

1. **外傷** … 機能上の欠陥・欠損は無いか
2. **速度** … デジタル表示と実測値が一致しているか
3. **温度** … デジタル表示と実測値一致しているか
4. **圧力** … 設定値と実測値が一致しているか

※測定には専用の検査装置が用いられることとし、  
また、これらの検査装置は、通産省通達に基づいた検査で定期的に校正される(1回/年)

## 6. 検定基準値(熱風式の例)

1. **速度**:融着機を固定した上で、送りローラーの回転数を測定し換算

最少速度 0.8m/分 最大速度 3.2m/分 +5% -10%

※設定速度 0.8、2.0、3.2m/分の3通りにて、実測値を確認

2. **温度**:融着機を固定した上で、吹き出し口直後5mmの非接触位置で測定

最低温度300℃ 最高温度420℃ +10% -0%

※設定温度300、350、420℃の3通りにて、実測値を確認

3. **圧力**:融着機を下ローラー付近で固定した状態で、上ローラーの押し付け圧力を測定

最低圧力300N 最大圧力1000N +10% -5%

メカニカルダイヤルが示す通りの圧力かを測定

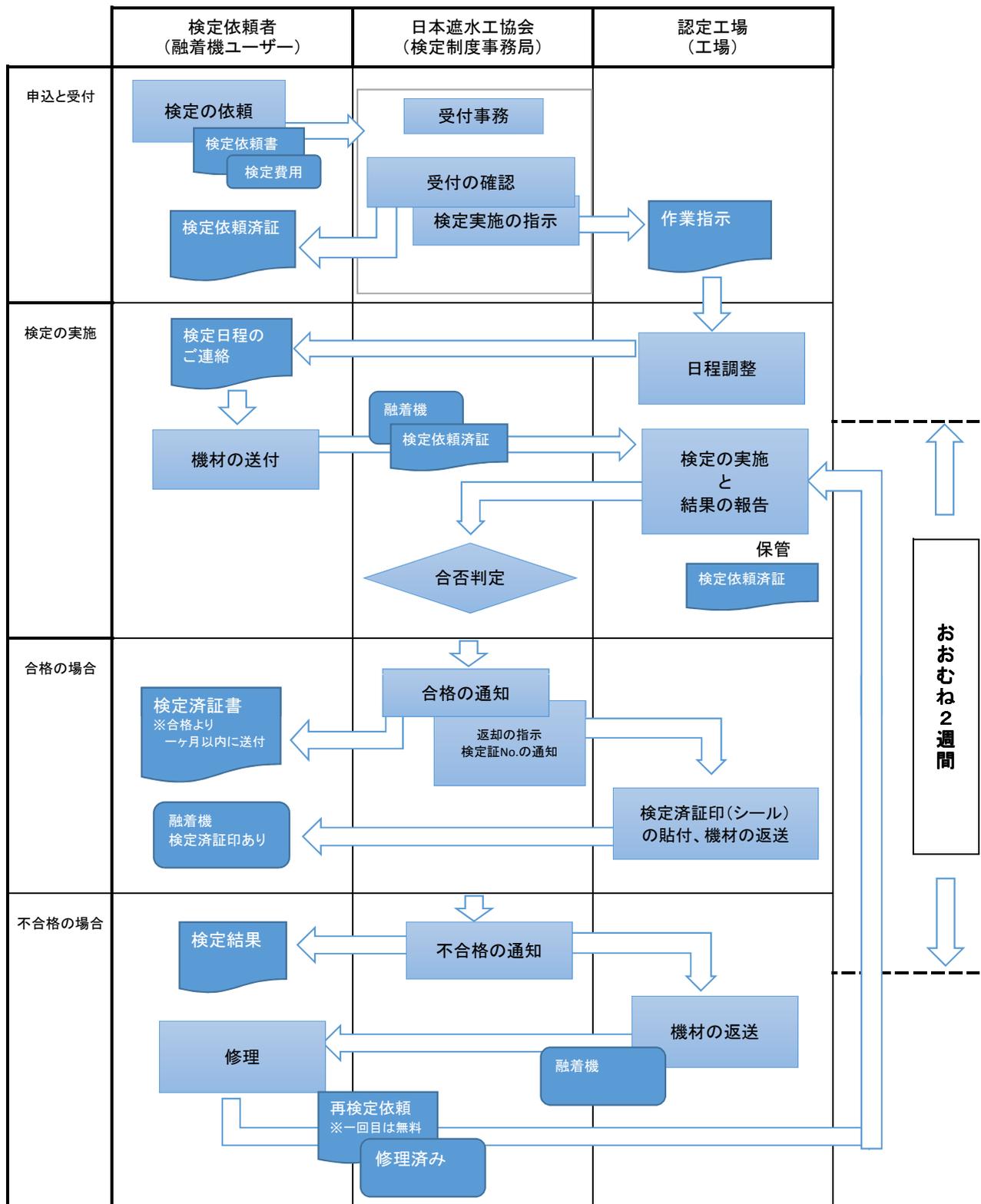
ロードセル付きの場合、デジタル表示が示す通りの圧力かを測定

※設定圧力300、700、1000Nの3通りにて、実測値を確認

## 7. 当検定の意義

1. 融着機の性能・機能が適正に維持されきたことが、第三者によって証明される。
2. 施工技能検定を使い慣れた機材で受験することが出来る。
3. 点検・整備の目安にすることが出来る。

## 参考: 検定制度の基本的な流れ



※検定の実施前後を問わず、協会はユーザーの任意にて認定工場に修理や調整・メンテ等の依頼することを妨げない。  
 この場合、不合格⇒返送・再依頼のプロセスは省略可能である。  
 ただし、協会としての斡旋は行わず、依頼者が個別にて認定工場に委託するものとする。